

2015年12月18日

日本共産党小平市議団

日本共産党小平市委員会

## 2016(平成28)年度小平市予算への要望

### 1、はじめに——2016年度小平市予算への要望を提出するにあたって

日頃からの小平市民の生活・福祉の向上のためのご努力に敬意を表するものです。

さて、2016年度小平市予算は、第3期小林市政の最終年度予算に当たります。この予算が、2013年4月の市長選挙で締結された小林市長と私ども日本共産党の、憲法を市政に生かすことを基本に据えた選挙（政策）協定に基づく政策の推進と選挙公約（インデックス）実現の総仕上げとなるよう、いっそう努力されることを願い、日本共産党小平市議団と同小平市委員会は、「2016年度小平市予算への要望」を提出いたします。

2016年に向けて安倍政権は、「戦争法」（「安保法制」）を3月から施行させます。憲法9条違反の自衛隊の海外派兵が拡大・常態化、衝突のおそれが拡大し、そのための国の防衛（軍事）予算も5兆円を越えようとしています。安倍政権はこのことを覆い隠すべくアベノミクス「新3本の矢」、「軽減税率」と騒ぎ立てていますが、「一億総活躍社会」というレッテルとほうらはらに、大企業向け政策を最優先課題にし、憲法25条をないがしろにし、社会保障のサービス削減、国民負担増の政策をさらに継続する構えです。その先には、さらに1世帯あたり年4万円以上も増税になる消費税増税の強行が控えています。

今日の市民をめぐる状況は、「アベノミクス」によって、大企業や大資産家の利益は拡大しているとはいうものの、国民には全く行き渡らないばかりか、貧困と格差が一層拡大しており、市民のくらしはますます厳しくなっている状況です。

私ども日本共産党は、市民生活を脅かすこのような国政の動きに対して、厳しく対決するとともに、この動きから市民のくらしを守り充実させていくために、あらゆる分野において対案を示し、市民共同を進めていくために今後も奮闘を続ける決意です。

又、戦争法（安保法制）廃止と、立憲主義回復の実現をめざし、奮闘するものです。

小平市政が、今日の政治・経済情勢の下で、更に一層市民生活を守る防波堤の役割を果たすために、「2016年度予算への重点要望」と、市民にとって必要な課題として「2016年度小平市予算への分野別要望」を以下の通り提出いたします。

## 2、2016年度予算への重点要望

1. 利用料・手数料など公共料金の引き上げは行なわない。公民館等の利用料については、現在の減免基準を継続し、市民活動を阻害するような後退は行わない。受益者負担の在り方については、利用者を含む市民からの意見聴取を再度行うこと。家庭ごみの無料収集を引き続き堅持する。
2. 生活保護について、市民が制度を利用しやすいように、より親切・丁寧な対応をし、申請者が追い込まれ申請を断念することのないようにする。受給者の自立に向けた支援のため、健康面、精神面もサポートできるようにケースワーカーの増員を図る。とりわけ子どもの貧困対策に重点的に取り組む。
3. 健康保険税の大幅値上げ案を再度見直す。
4. 特別養護老人ホームを増設するなど、年金で入れる高齢者の施設の充実に努める。特に地域包括ケアシステムの確立を進めるために、市内各地に小規模特養を配置する。鈴木保育園跡活用計画案を見直しし、敷地内に特別養護老人ホームを誘致する。
5. 市役所の障害福祉課のスペースの確保、人的拡充を図り、相談機能を抜本的に強化する。
6. 公立保育園、認可保育園の増設を行い、待機児を解消する。とくに0・1・2歳児の待機児解消の対策を強める。鈴木保育園跡活用計画案を見直しし、広い当該跡地に上記特別養護老人ホームの建設とともに、子どものための総合センターを新設する。センターでは0・1・2歳児の保育も実施し、発達支援センターも併設し、切れ目のない支援を行い、東部地区に市内2つ目の子ども家庭支援センターを開設する。
7. コミュニティバス、コミュニティタクシーは、全市的な推進計画をもち、B地域全体の要求把握を急ぎ、考える会の立ち上げに着手する。
8. 地域経済振興を図り、市民の仕事を確保するために（仮称）住宅リフォーム助成制度の創設、（仮称）公契約条例の制定を検討する。
9. 国の40人学級への揺り戻しを許さず、35人学級の実現に向けて、検討委員会を立ち上げる。法律改正までは、市の単独予算を工夫して、順次35人学級を実施する。市立中学校特別支援学級にも小学校と同様の介助員を配置する。花小金井武道館の廃止については計画を見直すこと。
10. 非核・平和事業は、継続しつつ、今日的な平和の問題に的確に対応して、積極的な取り組みをすすめる。

### 3、2016年度小平市予算への分野別要望

(前述の「重点要望」との重複、分野ごとの各項目にまたがって重複・再掲があります。)

#### 一、市民の暮らしと健康・福祉を守り、子育てを応援するために

##### 暮らし

1. 国が市民の個人負担増を求めろ施策について、市は最大限の努力により市民負担増を抑える。利用料・手数料など公共料金の引き上げは行なわない。公民館等の利用料については、現在の減免基準を継続し、市民活動を阻害するような後退は行わない。受益者負担の在り方については、利用者を含む市民からの意見聴取を再度行うこと。家庭ごみの有料化は行なわない。

2. 市民の暮らし・雇用を守る対策を拡充する。

(1) 福祉会館3階のハローワーク「就職相談室」との連携を強め、求職者が利用しやすいよう改善を図る。土・日・祝日の就職相談・紹介活動、週1回以上の夜間開設の実施などをおこなう。

(2) 生活保護について、捕捉率が8%しかない実態を直視し、市民が制度を利用しやすいように、より親切・丁寧な対応をし、申請者が追い込まれ申請を断念することのないようにする。扶養義務が保護を受けるための要件とすることのないようにする。

本庁舎1階の市民相談窓口で専門職員による生活相談を新設する。生活保護につながる手前での相談を充実させる。社協委託の自立支援事業を窓口設置場所も含め、市民が受けやすいようにさらに充実を図る。

保護基準については資産保有を緩和(自動車の保有、所持金の上限額、家屋の評価など)し、必要とする人が漏れなく生活保護が受けられるようにする。

リバースモーゲージ制度の活用を広げる。

(3) 地方消費者行政を拡充する。消費生活相談は、件数の増加、案件の複雑化に対応して、体制を充実させる。国、都に対して、地方消費者行政の維持と拡充のために、交付金、補助金等の復活、増額を求める。

(4) 就学援助制度は、市民がより利用しやすくなるよう生活保護所得の1.1倍を緩和する。生活保護基準の切り下げに連動させない市の単独補助を継続する。また、中学進学時には、新規の申込者も制服代など重い保護者負担の実態に見合った進学準備金が支給されるように改善する。

(5) 貧困が成績に影響する例が多くみられることやほとんどの生徒が高校進学を希望していること、制度創設時に比べて著しく進学のための費用が掛かることなどに鑑み、小平市育英資金の支給条件の緩和と増額を行う。基金の趣旨の見直しを行う。(成績全科目3以上を廃止し、現行5万円を増額する。)

(6) あらゆる社会資源をフル動員して、貧困家庭の子どもたちの学ぶ権利を保障する。教育委員会、社協、民間の無料塾などの連携を図るため、協議会を立ち上げる。

(7) 就職難、不安定雇用、ワーキングプアが拡大している青年たちの労働条件の改善、「権利への認識」を広げるために、都が作成した「ポケット労働法」の普及、有効活用をさらに充実させる。

(8) 市内企業の人員整理、企業の統廃合、不当な配転、下請け企業に対する単価切り下げの強要など企業動向を掌握し、企業の社会的責任を果たさせるように労働基準監督署などと連携し、是正に努める。市内でブラック企業、ブラックバイトを根絶するよう努める。

(9) 市民相談窓口において、労働相談にも応じていることを市民にさらに周知する。また、

街頭などでの相談会の実施や国、都との連携で労働者の労働条件の改善を図る。

(10) 一人親家庭や生活困窮世帯への各種貸付制度を整理し、市民が受けやすいように改善する。東京都の制度で、保証人や手続きの煩雑さ、緊急時に対応していない点などを小平市の独自の基準を設けてカバーする。

(11) 成年後見制度など権利擁護事業を小平市職員の派遣などで大幅に拡充する。市民後見人等の育成にさらに力を入れる。

(12) 年金について、市民生活と制度の信頼に重大な影響を与える引下げ等の制度改悪はやめるよう国に求める。また、最低保障年金制度の創設を国に強く求める。

## 医療、健康

3. 国民健康保険税は、引き上げをしない。国保の「広域化」を理由にした国保税の引き上げは行わない。したがって、今回の国保税大幅値上げ案は見直すこと。一般会計からの繰り出しの増額により、被保険者の負担を抑え、生活と健康を守る。

(1) 国保会計の困難の原因は、国の負担が半分になったことであり、元に戻すよう強く国に求める。

(2) 市独自の減免制度の創設など一層の改善を図る。

(3) 国民健康保険税の未納者・滞納者と家族の健康状態、罹患の有無、受診状況などの実態を調査し、誰でも医療を受けられる権利を保障する観点から、自治体の判断とされる「特別の事情」を積極的に活用し、正規の保険証を発行する。短期保険証に関しては窓口留め置きを中止し、速やかに送付する。

(4) 滞納金の計画返済期間中は、延滞金はストップさせる。国保税の延滞金率の更なる引き下げを国に求める。

(5) 生活費の差し押さえは行わない。

4. 保健予防と疾病の早期の発見・治療を推進し、市民の健康を守る。

(1) 人間ドックへの助成を引き上げる。

(2) 各種がん検診を市民がより受けやすくなるように改善し、前立腺がんを無料にし、74才までの年齢制限をはずす。骨粗鬆症検診は、開始年齢の引き下げ、男性も受診できるようにする。

(3) 市が実施する健診事業を隣接するすべての市で受診できるようにする。

(4) 国保以外の健康保険被扶養者に対しては、今まで通り、市の検診が受けられるように仕組みを検討する。そのために会社員の妻などの受診の実態を調査する。

5. 国と都に対して引き続き救急医療体制の確立と周産期医療の充実を求める。

また、市内および周辺市の病院のネットワーク化をいっそうすすめ、「たらい回し」と手遅れを生じさせないようにする。

6. 高齢者の医療について、これ以上の負担増にならないように努める。

(1) 75歳以上の窓口負担を市が独自に助成する。

(2) 70歳～74歳までの窓口負担は1割負担に戻す。

## 高齢者福祉

7. 国に対して後期高齢者医療制度を廃止し、公費負担の増額を求め、高齢者が安心して受けられる医療制度を確立する。

8. 介護保険は、以下の通り改善をする。

(1) 小平市で直営の介護事業所を1カ所は開設する。

- (2) 介護保険の財源については、国の負担割合の増加を強く要求する。
- (3) 低所得者への助成をさらに強める。「生活困難者への利用料の助成制度」を利用しやすいものに抜本的に改善する。
- (4) 訪問介護では、同居家族の有無を条件にせず、必要な介護が行われるようにする。
- (5) 市は介護保険利用者を税法上の障害者控除の対象者として認定し、その認定書を全員に送付する。
- (6) 2015年度介護保険法の大改悪の影響が市民に及ばないように努める。特に要支援1・2の地域移行について、サービスが後退することがあってはならない。
9. 介護労働者の労働条件改善に努め、公務員に準じた報酬を保障するため、市独自の上乗せを検討する。市として介護福祉士の養成に努める。NPOなど非営利介護団体の育成に努める。
10. 孤独死・孤立死を防止するための施策を充実させる。その一環として、相談員の活躍により独居高齢者、高齢者のみの世帯、生活困窮家庭等の実態把握に努め、見守り体制の充実を図る。
11. 緊急通報システムは、必要な高齢者が利用できるように要件緩和を図る。(急死に至る病は脳血管や心疾患だけではない)
12. 低所得独居高齢者の住居確保のため、関係機関及び所有者との意見交換を積極的に行う。
13. 小規模多機能型施設について
- (1) 施設が他の収入に依存することなく独立して運営できるよう市として検討すること。
- そのために、運営費の補助などの支援として市の独自加算制度を大いに活用し、NPOなど非営利事業者の参入を促し、要介護高齢者の在宅支援を実効あるものに改善する。
- (2) 小規模多機能型施設は、宿泊も可能としながら宿泊料は介護保険外で自費負担というのは全く矛盾する。制度改善を検討し、それまでの間は市の独自補助制度を設ける。
- (3) 小規模多機能型施設利用の低所得者にも通所介護利用者食事代助成制度を適用する。
14. グループホーム、特別養護老人ホーム、小規模特養等の増設を積極的にすすめる。その際は遊休国有地・都有地、市の施設などを活用し、生活保護基準以下の年金収入しかない高齢者も入居できる家賃設定が行えるよう支援する。仲町公民館跡、鈴木保育園跡の活用方針案については再検討を求める。元気村の元校庭の活用を検討する。
- 地域包括ケアシステムの確立を進めるために、各圏域に小規模特養を配置する。
- また、家の処分などを考えている市民の相談窓口を開設する。
15. ごみだし困難世帯の個別収集を事業者のボランティアに頼るのではなく制度化し、利用しやすくする。研究から一歩前進して実施を考える。
16. 紙おむつの支給事業について、受給者からの聞き取り等実態調査を行い、必要な市民に必要なものが届くよう改善を図る。同時に寝たきりでなくても認知症等により常時おむつが必要な高齢者に、非課税でなくても支給する等支給要件の緩和を行う。
17. 高齢者の安否確認や災害時の避難困難者など要援護者の名簿作成が必須の課題となっている。これらに資する名簿を作成し、援護団体等に提供できる条例を制定する。

#### 障がい者福祉

18. 障害者総合支援法は、応益負担の撤回など全面的な見直しを国に求める。
- 18-2. 障がい者が65歳になったら介護保険に移行することにより、サービスの低下を招かないように細やかな配慮を行う。
19. 市役所の障害福祉課のスペース確保、人的拡充を図り、相談機能を抜本的に強化する。
- (1) 発達障害者支援法の主旨を活かし、小平市特別支援教育推進計画の実現のため、保育担当部や教育委員会、障害福祉課の連携で、早期の特別な配慮と、成人では分かった段階での就労支援、障がい者認定取得支援などに取り組む。

(2) 地域移行を円滑に進めるために障がい者グループホームを量・質ともに整備する。

(3) 障がい者に寄り添ったサービス利用計画作成のための指導・援助を行う。

**20.** 市としてガイドヘルパーの養成に継続して力を入れる。精神障がい者に対応できるホームヘルパー養成研修を継続的に実施する。

**21.** 障がい者の雇用を拡大するための方策を積極的に行う。

(1) 小平市役所が事業者として率先して雇用する。障がい者差別解消法の施行に伴い、特に精神、知的、視覚、聴覚障がい者の雇用につながる研究を行う。また、なかまちテラスを先行例と位置付け、市の公共施設内に作業所の常設店舗、喫茶コーナー等の設置を障がい者団体と協議検討する。

(2) 市の事業の委託先の決定等に際して、引き続き、総合評価制度も含め、障がい者雇用をいっそう重視する。

**22.** ニーズ調査を行い、視覚障がい者の読み書き支援を検討する。同じくニーズ調査を行い、障がい者の日中活動の場を確保するために通所施設を更に拡充する。

**23.** 福祉タクシー券の発行枚数を初乗り料金＝730円に見合う金額に増額し、100円券も発行する。事業者に払うタクシー券取扱手数料を1枚1枚につき50円に拡充する。

**24.** 障害者福祉センター・あおぞら福祉センターの緊急一時宿泊事業をいっそう利用しやすくする。障害者福祉センターの入浴は利用者の意見を聞いて、利用しやすく工夫する。

**25.** 在宅で医療ケアの必要な重度障がい児への訪問看護制度の創設や短期入院制度などの拡充で保護者のレスパイト等支援策を検討する。

**26.** 補聴器利用者が社会活動に参加しやすくするために聞こえのバリアフリーを実現する。磁気ループを活用し、公民館、地域センターなどでの各種集会、講演会に参加しやすくする。ルネこだいら大ホールに設置されている磁気ループ設備は、利用しやすいように整備し、積極的に活用をする。ルネこだいらのカウンターに耳の案内板を出す。

## 子どもの福祉

**27.** 子どもを育む事業は、児童福祉法の精神に鑑み、公立での運営を軸にし、市内の社会福祉法人、NPO法人を育てる見地を貫く。福祉事業に営利目的の株式会社はふさわしくないため、株式会社を除外する新たな基準・制度を確立する。

**28.** 保育園について

(1) 公立保育園、認可保育園の増設を行い、待機児童を解消する。とくに0・1・2歳児の待機児解消の対策を強める。鈴木保育園跡地活用計画案について再検討を行い、子育てのセンター的な施設として活用する。

(2) 公立保育園全園で、ゼロ歳児保育、一時保育、どを実施し、市民のニーズに応える事業を拡充する。認可外施設との交流・連携を積極的に行う。

(3) 認可外保育施設への補助金などを拡充するとともに、年齢別・応能負担保育料に近づけるような保護者への直接補助制度を実態に見合った形に拡充する。「認可保育園の増設により認証保育園の運営が困難」などの「対立」を生じさせないように、認証保育園にきめ細やかな補助(精神的物質的両面)を行う。

(4) 保育園の運営については、利益優先ではなく子どもの権利条約に則した運営が行えるよう支援する。そのためのチェック体制を強化し、常に保育の質が向上するよう指導・援助する。

**29.** 子ども・子育て審議会の拡充を実施する。子育てについて審議する場には必ず関係者を与える。(現場の保育士、学童クラブ指導員など最も関係が深い当事者)

**30.** 学童クラブなど子どもの放課後について

(1) 待機児を出さないよう定員超えガイドライン(定員20人超えを2年連続)を改善し、

第2、第3のクラブ設置を早める。

(2) 一日も早く、2014年9月定例会で制定した「小平市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を遵守するための計画を持つ。

(3) トイレ改善など施設・設備の拡充、整備を計画的にすすめる。また、全土曜日の職員体制を嘱託職員の確保などで拡充させる。

(4) 現在の指導員体制を拡充し、7時までの学童保育が、全ての学童クラブで実施できるように検討する。

(5) これ以上の指定管理制度への移行、株式会社の参入は行わない。

(6) 6小、学園東小、10小、11小、15小は、2クラブ間の差別や混乱が起らないように細心の注意を払う。諸行事の実施等については、レベルの高い方に合わせること。

(7) 障がい児童2名枠撤廃に向けて、保護者・指導員と同じテーブルで具体的に検討をする。通学する学校の学童に通えるように最大限努力する。

(8) 障がい児放課後デイサービス待機児解消への検討・努力を市の責任で行う。当該事業に対しては市が責任をもって、育成・拡充を図る。

(9) 特別支援学校の児童生徒が学童クラブに入会できるように改善する。

31. 子育て広場は児童館ではありません。児童館について既存の公的施設の増築による転用も含め、4館目以降の増設計画をもつ。

32. 子育て広場は備品費の増額などで拡充を図る。

33. 子ども医療費完全無料化を小学生・中学生に拡大する計画をたて、入院食事代と200円の負担解消を実施する。

## 二、憲法を遵守し、どの子ども学び成長する教育、市民の学びや文化・スポーツの場の保障を

34. 憲法とこどもの権利条約に基づく教育行政を進める。

入学式、卒業式や周年行事などでは、「日の丸」「君が代」の強制は行わない。

35. こどもの権利条約をこども、市民が学べるように条件・環境を整える。子どもの権利条例を市として制定することを検討する。

36. 国、都に対し、すべての学年の30人学級実現（当面35人学級）を強く働きかける。国の40人学級への揺り戻しを許さず、35人学級の実現に向けて、検討委員会を立ち上げる。法律改正までは、市の単独予算を工夫して、順次35人学級を実施する。

37. 市費の学校事務職員は、市の正規職員に戻す検討を行う。当面、夏季休暇と同様に、春・冬の休業中に次学期準備が十分できるような対策をとる。

38. 小・中学校図書館は、協力員制度の拡充などで、「毎日人がいる図書館」に改善する。国に対して司書の専任化の働きかけをすすめる。

39. 小・中学校給食について

(1) 小学校給食調理現場での退職正規職員の不補充政策を中止し、全小学校で最低でも正規職員3名以上の配置を維持するとともに、調理現場の施設・設備の改善・充実を確実に進める。

(2) 民間委託化された小学校給食については、**十分な検証**を行う。

(3) 直営・民間双方の質的レベルアップを図るため、これ以上の民間委託は行わない。

(4) 学校給食栄養士の正規職員化と食器の強化磁器化は、検討委員会での議論を踏まえ、民間委託と切り離して、計画的に進める。

(5) 中学校給食の残さいの多さを深刻に受け止め、給食センターの建て替えを機に、自校方式の可能性を検討する。

40. 障がい児が在籍する通常学級には、当該児童のためだけの介助員ではなく、固定した特別支援教育支援員を先行して配置する。市立中学校特別支援学級にも小学校と同様の介助員を兼ねた特別支援教育支援員（行事だけの臨時ではなく年間を通して固定した）を配置する。

41. 学校設備の改善をすすめる。

(1) 老朽化した学校の放送設備の改修を急ぎ、特に中学校では英語のリスニング試験に対応できるように、また、防災・防犯にも効果を挙げられるようにする。

(2) 校庭の防塵対策として、スプリンクラー設置を計画的かつ早急に行う。

(3) いまだに快適とは言えないトイレが存在することは痛恨の極みであり即刻改修する。最優先して当初予算を措置する。

42. 教職員が生き生きと働けるよう、各校に「労働安全衛生委員会」を設置し、教職員の健康や労働実態について日頃から協議できるような校風をつくる。

43. 病気などで休職者が出た場合は、責任をもって即時補充する（管理職や細切れの時間講師ではなく、子どもたちに切れ目なく落ち着いた学習と保健室での対応を保障する）よう、東京都に強く要求する。東京都が対応するまでは、市として最優先で即時対応する。

44. 体育館などスポーツ施設の使用料の障害者割引を実施する。

市民総合体育館とプール更衣室に冷暖房設備、プール更衣室に脱水機を設置する。

花小金井武道館の閉鎖に伴う弓道場は、武道館跡地への建設や花南中の市民開放型体育館に併設するなどの検討を行い、計画案の再検討を求める。花南中の体育館は市民開放型の名にふさわしく昼間も極力一般市民が利用できるよう設計上の工夫を行う。

45. (再掲) 公民館等の利用料については、現在の減免基準を継続し、市民活動を阻害するような後退は行わない。

46. なかまちテラス（仲町公民館・図書館）の運営については、利用者や市民を交えて検討・決定し、建築物も事業の中身もともに小平市の文化の宝として育てる。

### 三、だれでも安心して暮らせる、安全・便利なまちづくりのために

47. 災害に強いまちづくりの推進をいっそう図る。

(1) 避難場所の整備と市民への徹底、防災備品の拡充に引き続き努める。

(2) 一般住宅の耐震診断・耐震改修を急ぐために、一件当たりの助成を増額するなど積極的にすすめる。耐震診断や改修のできる市内業者の育成に努める。

(3) 家具転倒防止器具の助成を復活させる。

(4) 民有地の万年塀の撤去、切り替えを地権者と相談しながらすすめる。

(5) 同報無線の新設については地域住民との十分な話し合いで進める。

48. 市内の交通不便地域解消と公共交通網を充実させるため、民間バス路線、コミュニティバス、コミュニティタクシーの路線拡充をすすめる。「青梅街道幹線軸構想」の発展方向について早急に検討する。

(1) にじバスは、市民総合体育館駐車場までの路線の延伸を図るよう検討を急ぐ。

(2) B地域のコミュニティバス、コミュニティタクシーを、一日も早く走らせる。

(3) 都バス梅70は、増便、定刻厳守、底流諸周辺整備、各市町の負担軽減を都に要望する。

49. 生活道路の整備を優先させ、歩道拡幅、歩道傾斜の改善、段差解消などバリアフリー、安全対策をすすめる。(市民アンケートで最も多かった要望事項)

(1) 交通量が多く、歩道の狭い(無い)道路の改善策を計画し、住民合意を図る。電柱の移設や地中化を検討する。(鷹の街道、市役所西通り、学園中央通りなど)

(2) 車の右折困難個所の実態把握に努め、右折レーンの設置を推進する。(水車通りのJA交



差点、中央公民館付近など)

(3) 信号、カーブミラー、横断歩道などの設置は、市民の要請に対し可能なものは積極的におこなう。

(4) 誘導ブロックの敷設をすすめる。その際は周辺に効果などを周知する。

50. 自転車通行の法改定の市民周知を図り、啓発に努める。あかしあ通り以外にも自転車専用レーンの増設を検討し計画する。

51. 都道の歩道拡幅・整備をいっそうすすめるとともに、車道の右折レーンの設置を推進するよう都に要請をする。特に、青梅街道駅付近の歩道の拡幅をすすめる。また、①青梅街道の天神町いなげや付近、②府中街道と鷹の街道の交差点は、右折レーンを設け車の渋滞解消につなげるよう東京都に強力に申し入れる。

52. 都市計画道路3・2・8号線について、住環境や市のまちづくりと住民のコミュニティづくりなどに重大な悪影響を及ぼすこと、多額の費用を必要とすること、渋滞の対策は現府中街道の交差点の改善や拡幅で十分対応できることなどから、本事業の市内未着手部分の建設は必要ないものとする。50年以上反対運動を担ってこられた市民の方々がついに取り消しを求める訴訟を起こされたという現状に鑑み、引き続き、以下のことを要望します。

(1) 計画決定されてから約50年超を経た現時点においても、住民の中で納得が得られていない現状や、様々な意見がある事を考慮し、東京都に対して、地権者、周辺住民と協議を行うよう引き続き働きかける。住民の意思を尊重し、事業を強行しないよう強く求める。

(2) 交通量、大気汚染など環境への影響調査、情報収集を市独自にすすめる。

(3) 市長においては、わが党との「政策協定」及びインデックスを実行し、市民意見の収集と住民合意を図る努力をする。また市民の意見をあらゆる機会をとらえて東京都に伝える。

53. 第4次優先整備路線に入るであろう3・3・3号線については影響を受ける市民が膨大になることに鑑み、東京都、小平市、関係住民による(仮称)市民協議会を立ち上げる。

54. 市内で住宅建設等の開発事業計画がある場合は、周辺住民の意見を十分反映させ、住環境、交通に悪影響にならないよう建築事業主に対して指導を強める。専門家の派遣制度がある旨の周知を看板やチラシで行う。

55. 開発行為には該当しない一定の区画の建築工事についても、良好な住環境保持のため、市が役割を果たせるよう条例を改正する。(2014年度・2015年度予算要望への回答との関係) 地域住民と開発事業者の合意形成のため、市が積極的な役割を果たすこと。

56. 小川駅西口など駅前の整備は、市も積極的に関わり、計画段階から周辺市民の声が生きるよう努める。

小平駅北口開発・周辺地域の整備は、地権者と周辺地域住民の意見を十分生かし、市民参加で合意を図る。

57. 鉄道事業者に対し、引き続き、駅・踏切など施設の改善、安全対策、バリアフリーの推進を求める。

(1) 一橋学園駅の北側に屋根、南側にスロープの設置。

(2) 西武線、JRの各駅に可動式ホーム柵の設置の推進。また、特に高齢者、視覚障害者の事故防止などに必要な駅員を配置し、転落防止及び万が一落ちた場合の万全な対策を図る。点字ブロックの有効性については否定はしないが、より一層の安全確保のための方策を鉄道事業者を求めること。

(3) 視覚障害者の利用のため、トイレやエレベータ・エスカレータの位置を音声で判るように、またエレベータの開く側の扉の案内の改善を鉄道事業者に働きかける事。

(4) 青梅街道駅踏切と付近の歩道の拡幅を都、鉄道事業者に働きかけ、ともに行なう。

(5) 2中通りの踏切歩道の拡幅を市とともに行なう。

(6) 線路により分断されている緑川通りは、今後のまちづくりや住民の利便性を確保する観点から、市と西武鉄道が人と自転車が通れるような対策を講じるための研究、検討をおこなう。(踏切は危険なので減らすと、一面的にとらえない)

58. 引き続き公共施設のバリアフリー化をすすめる。とくに、ルネこだいらの既設エレベータの改善と観客席へのエレベータ・エスカレータの新設を検討する。

#### 四、緑と環境の保全、地域経済・文化の振興で、住みよい町を

59. 市として原発ゼロをめざし、積極的に自然エネルギーへの転換と低エネルギー社会をすすめる。

(1) 公共施設での太陽光発電を一層推進する。省エネ対策に、引き続き取り組む。

(2) 「太陽光発電日本一のまち」をめざし、家庭での太陽光パネル設置の助成を拡充することをはじめ、具体的な目標と方策を持つ。小規模事業者への助成の検討、大規模事業者への働きかけを行う。建設事業者への働きかけや屋根貸のためのコーディネートを行う。市民発電所への具体的な支援を行う。

(3) 市民のCO2削減への関心、取り組みへの支援を強める。

60. 原発事故による放射能対策について

(1) 放射線測定は、モニタリングポストだけではなく、ホットスポットが広範囲にわたっていたことを考慮し、測定箇所を増やす。

(2) 通常より高い数値が出た際は即座に除染を行う。民有地についても市民の求めに応じ、測定・除染を市が積極的に行う。

(3) 学校や保育園の給食食材について、国の基準値が子どもには当てはまらないことを銘記して、子どもへの影響がないように最大限慎重に対応する。今後も継続して測定を行う。

(4) 空間線量と食材のみならず、子どもたちの泥んこ遊びやスポーツを保障するため、保育園、幼稚園、小・中学校の園庭・校庭の土壌汚染の測定も行う。

(5) 低線量放射線被害に対応して子どもたちの健康診断に血液検査等を含める。

61. ごみ減量のために、リサイクル、分別の徹底を一層進めて減量を促進する。

三市共同資源化施設の問題は、情報公開、科学的根拠、市民合意を基本において取り組む。

62. 商店街・中小業者・農家支援を強め、仕事の確保、地域経済の活性化を図る。

(1) 地域の商店街への支援を強める。

(2) 市内での仕事おこし、産業振興、市民への直接家計応援の観点から、店舗リフォームに続き、**住宅リフォーム助成制度**をつくる。

(3) 地場産農産物の流通・販路拡大など支援を拡充し、地産地消の一層の推進を図り、食物自給率を向上させる。農地の相続税などの軽減を引き続き国に求める。

(4) 小・中学校、保育園などの給食での地元農産物使用を増やす。

(5) TPP交渉参加に反対し、安全な農産物・食料の確保と自給率の向上、地元農業と地域経済を守る。

63. 市の調達について、総合評価制度をいっそう充実させる。労働者の雇用条件の改善などを盛り込んだ「公契約条例」の制定のための取り組みを進める。民間委託先の労働者の状況にも配慮を行う。

64. 市民文化会館使用料について。事業収入を目的とする事業と市民の文化にかかわる活動とは受益者負担の原則ではくれないものと考えます。市民の自主的活動団体の使用料負担の軽減をはかる。当面、市文化協会加盟の有無は問わない事とする。

65. 個人情報保護法の目的や適用事例をわかりやすく市民に示すなどで、自治会、学校PTA、

防災対策、高齢者の見守りなどでの名簿作成に支障がないように PR を更に強める。

**66.** 地域コミュニティの発展、災害時への対応からも、日常から自治会、町内会の組織化を促進するよう支援を強める。

## 五、平和と民主主義、地方自治を守り、民主的な行財政運営を

**67.** 憲法、地方自治法を尊重し、自治基本条例の主旨と条項を厳格に市政全体に生かす。

(1) 市民参加と協働の推進は、小平市自治基本条例第 10 条（市民参加の保障）、第 12 条（市民との協働）、第 26 条（情報の共有）、第 28 条（市民の苦情及び要望への対応）などを十分に尊重し生かす。パブリックコメント、各種の「説明会」等は、市の方針を市民に押し付けることではなく、市民の理解が深まり、市民の意見で方針が豊かに発展させられるものにする。市民の理解が得られないものは、中止する立場をはっきり持つ。

(2) 自治基本条例第 8 条でもうたっている、男女共同参画社会の形成を推進し、小平市男女共同参画条例の普及・広報に努める。

市役所においては、女性も男性も安心して働き続けることができる環境づくりを進めながら、女性管理職の登用などを引き続き積極的に行う。

(3) 子どもに関わるすべての施策に子どもの権利条約の精神を生かす。条約を広く市民に普及するよう努める。条約の具体化として、小平市子ども条例の検討を進める。

**68.** 非核平和都市宣言の実現と憲法第 9 条を守るという理念にたって、市民の自主的な非核平和活動を支援するとともに、市としての事業を積極的にすすめる。

(1) 被爆者の語り部事業や原爆パネル展の一層の充実を図る。

(2) 広島・長崎への小・中学生などの派遣事業を拡充し、参加費の補助増額など検討する。その際は、引率など、職員の負担過重にならないように、市民参加で実行委員会をつくるなどの工夫を行う。

(3) 平和事業について、来年度以降も継続拡充する。

(4) 市民の自発的事业であり、回を重ねている「小平平和のための戦争展」などの資料を保管する場所を確保する。

(5) 市民の非核平和活動に対し、公共施設や設備の利用の便宜を図るなど、積極的に支援を行う。(上記 (4) 及び、平和コンサートなど。市と市民の共催事業にすることを検討する)

(6) 横田基地をはじめとする米軍基地、自衛隊基地の再編強化、オスプレイ配備と訓練に反対し、平和と市民の安全を図る。市内上空を通過するヘリ・軍用機などの騒音被害の軽減を求める。

**69.** 経済効率優先の行財政運営ではなく、地方自治法の「住民の福祉増進」の目的を踏まえた、無駄のない民主的な行財政運営を貫く。事業の見直し、サンセット方式、職員の配置等は住民福祉の向上を阻害するものであってはならない。そのために「行財政再構築プラン」を抜本的に見直す。(以下は主に再掲)

(1) 小学校給食は、保護者、子どもたち、教職員の意見を十分反映させ、これ以上の調理部門の民営化は行わない。正規調理員の「退職不補充」は止める。

(2) 公立保育園の廃園（民営化）は行なわない。

(3) 公民館など公共施設使用料は、施設の設置目的を考慮し、減免制度を継続する。

(4) 指定管理者制度は、事業者の変更により、利用者の不安や事業者職員の小平市への愛着・意欲を失いかねないという弊害が危惧されることから、慎重な運用を図り、十分な検証を行う。子どもを育む事業（保育園、学童クラブ）の運営には、営利目的の株式会社はふさわしくないため、除外する新たな基準・制度を確立する。公立での運営を軸にし、市内の社会福祉法人、NP

○法人を育てる見地を貫く。

(5) 公共施設マネジメントの検討に当たっては、市民会議等において市民・利用者との話し合いを徹底する。

**70.** 納税者の現状を十分につかみ、納税と滞納処理の相談に当たっては、より親切・丁寧な対応に努める。住民税、国保税などの滞納で、住居や給料、年金の全額差し押さえなど、最低生活の糧となるものまで差し押さえることは行なわない。

**71.** 福祉の増進と市民との協働を推進するにふさわしい市職員体制と研修の拡充を図る。

(1) 市民への親切・丁寧な対応など一層図り、市民との信頼関係を構築する。

(2) 市の仕事の専門性を重視し専門家を育てるようジョブローテーションのあり方を検討し直す。現在の適材適所だけではなく、将来を見据えた人事配置を希望します。

(3) 職員の健康、メンタルヘルス対策や介護・育児休業を取得しやすくするなど、職場の安全・衛生・環境を改善する。非正規職員の雇用・労働条件・労働環境の改善に努める。民間委託先の労働者にも同様の配慮を行う。

(4) 市職員の給料の引下げは、不況克服の柱となる民間企業労働者の賃上げに大きな影響を及ぼすことから、これ以上は行なわない。

**72.** 国がすすめる消費税増税、社会保障の削減と市民負担増に反対の声を上げる。市長会等における積極的な役割を期待します。

(1) 市財政を守るために、国、都の補助金や交付金などの削減に反対する。

(2) 「多摩格差」を解消するよう都に求める。

以上